

## 北方町広報きたがた広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北方町広告掲載に関する要綱（平成22年北方町告示第35号。以下「要綱」という。）に基づき、北方町が発行する広報紙「広報きたがた」（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広報紙に広告を掲載できる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、要綱第3条及び北方町広告掲載基準（平成22年北方町告示第36号）の規定によるものとする。

(広告の掲載場所等)

第3条 広告の掲載場所等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載場所 広報きたがた
- (2) 掲載枠数 4枠

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ（1枠の場合） 縦132mm、横87mm
- (2) 大きさ（縦2枠の場合） 縦270mm、横87mm
- (3) 大きさ（横2枠の場合） 縦132mm、横182mm
- (4) 大きさ（4枠の場合） 縦270mm、横182mm
- (5) データ形式 Word、Excel、PDF、JPEG、PNG
- (6) データ容量 10MB以内

(広告のデザインの委託)

第5条 広告を掲載する者（以下「広告主」という。）は、町に広告のデザインを委託することができる。

2 広告主によるデザインの校正の回数は1回とし、校了は町が行うものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、最長1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載枠に空きがあるときは、再掲載を妨げない。

(広告の募集)

第7条 広告掲載の募集は、町ホームページ及び広報紙にて行うものとする。ただし、広報紙に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）が広告枠数に満たないときは、随時募集又は個別に案内することができる。

2 申込者が募集件数を超えるときは、抽選によるものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、1枠当たり月額10,000円とする。ただし、地方公共団体が掲載する広告については無料とする。

2 第5条第1項の規定により広告の掲載に併せて広告のデザインを町に委託し

たときは、広告掲載料に1件当たり5,000円を加算する。

3 広告主は、原則として広告掲載料を町長の指定する期日までに一括して前納するものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第9条 申込者は、北方町広報きたがた広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に広告案を添付し、指定された期日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、申込書を受理したときは、その内容等を審査し、速やかに広告掲載の可否を決定し、北方町広報きたがた広告掲載決定(却下)通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 広告主は、広告内容を変更する場合は、変更の30日前までに町長に申し出なければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広報紙への広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。